

企画競争実施の提案募集要項

令和 8 年 6 月 5 日

一般社団法人四国ツーリズム創造機構 事業推進本部長 桑村 琢

次のとおり、企画提案方式（プロポーザル方式）により受託者を公募します。

なお、本事業は観光庁令和 8 年度「広域連携観光促進事業」の補助金交付可否に応じて実施範囲が変更になる旨、留意願います。

1. 業務概要

(1) 委託事業名

令和 8 年度 「地域周遊観光に係る広域連携観光戦略会議」実施事業、「広域連携観光戦略」策定事業委託業務

(2) 業務内容

別紙『令和 8 年度「地域周遊観光に係る広域連携観光戦略会議」実施事業、「広域連携観光戦略」策定事業委託業務仕様書』のとおり

(3) 履行期限

契約締結日から令和 9 年 1 月 29 日（金）

(4) 予算額

3,254,809 円以下（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2. 企画競争参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 事業を的確に遂行できる能力を有する者であること。

(2) 法人等及びその代表者が、次の事項に該当しない者

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

② 国又はいずれの地方公共団体においても競争入札参加資格を有さない者

③ 四国の 4 県又は他の地方公共団体から競争入札参加者資格の指名停止等の措置を受けている者

④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

⑤ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体

⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生

法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定、又は再生計画の認可の決定が確定している者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

- ⑦ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者
- ⑧ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- ⑨ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - （ア）成年被後見人又は被保佐人
 - （イ）破産者で復権を得ない者
 - （ウ）禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - （エ）暴力団の構成員等
- ⑩ 選定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者

3. 応募に係る質問

委託業務の応募に係る質問は、**令和 8 年 6 月 11 日（木）17 時 00 分**までに、以下に記載のメールアドレスあてにメールで送付してください。

また、質問に対する回答は、当機構のホームページにて 6 月 16 日（火）12 時公開を予定しています。

・担当者連絡先

〒760-0019 香川県高松市サンポート 2-1 高松シンボルタワー タワー棟 3 階

一般社団法人四国ツーリズム創造機構 長山、竹内

電話番号 087-813-0433

メールアドレス Inbound@shikoku-tourism.com

4. 参加申込書（様式第 1 号）、会社等の概要（様式第 2 号）の提出

（1）提出方法

3 に記載の担当者宛に持参、郵送又は電子メール

※持参又は郵送の場合も電子データ（複写可。PDF形式）を電子メールで送付すること。

※郵送の場合は、書留郵便又は配達証明、レターパック等の配達の追跡が可能なものに限る。

※電子メールは、電話により到達を確認すること。

(2) 提出期限

令和8年6月18日（木）17時00分（必着）

※持参の場合は9:00～17:30（土・日曜日、祝日を除く。）

(3) 提出先及び担当

3に記載のとおり

(4) 複数の事業者による共同提案（JV）の場合の留意事項

① 幹事社を決め、「参加申込書（様式第1号）」は幹事社が提出すること。

② 全ての共同提案者について、「会社等の概要（様式第2号）」を提出すること。

5. 企画提案に係る手続き等

(1) 提出先及び担当

3に記載のとおり

(2) 書類の作成及び提出方法

①提出書類

・企画提案書〔任意様式〕（以下、「提案書」という。）

・業務実績書（様式第3号）

・企画提案のポイント（様式第4号）

②提案書の規格及びページ数

・A4判両面

・15頁以内（表紙・目次を除く。）

③提案書作成にあたっての留意点

当該業務の実施体制（責任者、運営スタッフの属性及びその配置数等）並びに経費の見積書（単価や数量など具体的なものであること。）及び内訳も明瞭に記載すること。「一式」表記は基本的に認められません。

④提案書の提出期限

令和8年6月25日（木）17時00分（必着）

⑤提出方法

上記3に6部、持参又は郵送（書留郵便又は配達証明、レターパック等配達追跡

が可能なもので期限内必着)。

あわせて電子ファイルで3のメールアドレスに送付。

(3) 企画提案募集に係る説明会

説明会は開催しません。

(4) 企画提案を選定するための評価基準

別紙「提案書の審査基準」のとおり

6. 審査委員会の設置

別途定める『令和8年度「地域周遊観光に係る広域連携観光戦略会議」実施事業、「広域連携観光戦略」策定事業委託業務」公募型プロポーザル審査委員会設置要領』に基づき、審査委員会を設置する。

7. 契約候補者の選定方法

(1) 選定方法

応募者から提出された企画提案書等の内容を『令和8年度「地域周遊観光に係る広域連携観光戦略会議」実施事業、「広域連携観光戦略」策定事業委託業務」公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）』において審査のうえ、次のいずれにも該当しない者で、最も高い応募者を随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）に、また、次に得点が高い者を次点候補者とする。

①参加資格要件をすべて満たさない者

②企画提案書の提案内容が仕様書の要件等に反している又は矛盾している場合

③経費見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）が1.(4)の契約限度額を超えている場合

(2) 審査委員会

① 開催日時

令和8年7月1日(水)

日時の詳細については、企画提案書等の提出締切後に別途通知します。

②開催場所

オンラインで実施(予定)

③企画提案の所要時間

プレゼンテーション 1参加者15分以内

審査委員からの質問 20分以内

④注意事項

- ア 応募者は他の応募者の企画提案を傍聴することはできない。
- イ 審査委員会への参加は、1応募者あたり3名までとする。
- ウ 順番は、企画提案書の受付順とし、別途案内する。
- エ 提案内容の説明は、原則、本業務を実施する際の責任者が行うこと。
- オ プレゼンテーションで使用できる資料は、予め提出した企画提案書の内容のみとする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は採否に関わらず、令和8年7月上旬までに応募者全員に通知する。

8. 委託契約の契約手続き

- (1) 本委託業務の契約書は、一般社団法人四国ツーリズム創造機構（以下「機構」という。）で準備する。
- (2) 上記7.での随意契約の相手方となる候補者の選定後、候補者と機構は、当該企画提案の内容をもとに、具体的な業務内容や業務遂行にあつての条件等の調整（以下「交渉」という。）を行う。なお、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではないことに留意すること。
- (3) 上記（2）の交渉が整った場合に、契約締結の手続きに進む。なお、令和8年7月15日（水）までに交渉が整わない場合は、次点に選定された者が、改めて当機構と交渉を行うこととします。
- (4) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
ただし、受託者が、委託しようとする受託者の名称、業務の範囲、理由、その他機構が必要とする事項を書面をもって機構に申請し、書面による承認を得たときは、この限りではない。

9. 支払条件

事業終了後、委託業務報告書を提出し、当機構の検査を経て、受託者からの適切な支払請求書を受領した日から30日以内に、請求者の取引銀行口座へ契約金額を振り込みます。

10. 日程（予定）

- (1) 企画提案募集開始 令和8年6月5日（金）

- (2) 企画提案書作成等に関する質疑提出〆切 令和8年6月 11日 (木)
- (3) 企画提案への参加申込〆切 令和8年6月 18日 (木)
- (4) 企画提案書の提出〆切 令和8年6月 25日 (木)
- (5) 審査委員会 (プレゼンテーション) 令和8年7月 1日 (水)
※プレゼンテーションはリモートでのオンライン形式を予定
- (6) 企画提案書の審査結果の通知 令和8年7月上旬

1 1. 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、応募者は失格になることがある。

- (1) 提出書類受付期限までに所定の書類 (電子データ含む。) が整わなかった場合。
- (2) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど、企画提案書が公募広告で示した要件や趣旨に著しく反する場合。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があった場合。
- (4) 提案の見積金額が契約限度額を上回る場合。
- (5) 審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた事実が認められた場合。
- (6) 当機構の職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。
- (7) 審査結果通知までの間に、他の応募者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合。
- (8) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある行為が認められた場合

1 2. その他

- (1) 企画提案において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 応募にあたって必要な書類 (企画提案書等を含む。) は、応募者の負担で作成し、提出された書類は返却しない。また、提出された書類の提出締切後の差替え、再提出は認めない。
- (3) 本公募に係る仕様書等は、本企画以外の目的に使用することを禁じる。
- (4) 企画提案に応募した企業名等は、公表する可能性がある。
- (5) 選定後には、候補者と当機構は企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整 (以下、「交渉」という。) を行う。この交渉が整ったときには、契約の手続きに進む。

なお、令和8年7月15日 (水) までに交渉が整わない場合は、次点者に選定され

た者が、あらためて当機構と交渉を行うことになる。

- (6) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (7) 提出された書類は、必要に応じて複写する。(審査使用に限る)
- (8) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (9) 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として速やかに実施主体と契約を結ぶこととする。
- (10) 当公示にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

提案書の審査基準

提案書は、次に掲げる事項により評価・選定し、選定された提案書の応募者を、契約の相手方として選定する。

1. 評価項目と評価基準

(1) 企画提案コンセプトの妥当性（30点）

本業務の目的（四国ブランドの確立、地方誘客、消費額拡大等）を的確に捉え、策定する「広域連携観光戦略」のコンセプトは明確かつ妥当か。

(2) 具体的な事業内容の妥当性（100点）

・最新のインバウンド市場データや観光統計、JNTO 訪日マーケティング戦略等を踏まえたターゲット設定や目指すべき方向性など、実効性の高い戦略を立案・構造化する能力を有しているか。（20点）

・戦略策定にあたり、四国独自の強みを活かしたストーリーテリングや、具体的かつ魅力的な広域周遊ルートの造成、持続可能な観光（オーバーツーリズム対策等）の視点が盛り込まれているか（30点）

・戦略策定にあたり、観光庁が示す「広域連携観光戦略策定のポイント」を踏まえた提案内容となっているか。（40点）

・対面・オンラインのハイブリッド会議を円滑に運営する体制があり、構成員（自治体・DMO・事業者等）間の多様な意見を建設的に集約し、戦略へ反映させる手法や窓口的な調整能力が示されているか。（10点）

(3) 目標値の妥当性（20点）

設定した目標値は、当機構が策定した「第6次観光交流戦略」におけるKPI（入込客数・消費額増加の目標等）に沿った内容となっているか。

(4) 業務遂行能力（40点）

・業務遂行に十分な実施体制をとっているか。また、無理のないスケジュールとなっているか。

・アウトプット達成のために無理のない工程管理がなされているか。

・アウトカムの達成可能性が十分に示されているか。

・類似の戦略策定業務や大規模な会議運営の実績を有し、円滑な業務遂行が見込まれるか。

(5) 見積経費（10点）

業務執行に妥当な金額であるか。

2. 審査の方法

(1) 別途定める『令和8年度「地域周遊観光に係る広域連携観光戦略会議」実施

事業、「広域連携観光戦略」策定事業委託業務」公募型プロポーザル審査委員会』において、企画提案書ごとに各評価項目について1点から5点までの点数を記入し、各項目に設定した係数を掛け合わせ合計点数を算出する。

- (2) 審査員全員の評価点数の合計が最も高い順に提案契約の相手方となる候補者と次点者を選定する。ただし、加点後の合計点を審査員の数で除した平均点数が120点（200点の60％）に満たない場合は採用しない。
- (3) 評価合計が最も高い提出者が複数ある場合は、審査員の協議により候補者と次点者を選定する。

以上